

姫路市暴力団排除条例の内容

実施主体	暴力団排除に向けた取組	措置を講じる具体的な事項
市	市が行う事務及び事業からの排除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約等からの排除 市は、契約に関する事務その他すべての事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員を契約の相手方としない等の必要な措置を講じるものとする。 ・ 公有財産の売払い等からの排除 公有財産（行政財産及び普通財産）の売払い、譲与、貸付け、私権設定等により、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じる。 ・ 指定管理者としての指定からの排除 指定管理者制度を導入しているすべての公の施設に係る指定管理者として、暴力団員が役員等に就任している団体を指定しない。
	公の施設の利用からの排除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認めるときは、利用許可をしない。 ・ 市長等は、公の施設の利用許可をした後において、当該利用許可に係る公の施設の利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用許可を取り消す等の必要な措置を講じる。 <p>※適用除外とする公の施設あり（例：診療所）</p>
	祭礼、興行等からの暴力団の排除	<p>市は、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事を市が主催し、共催し、若しくは後援し、又は当該行事に関して補助金等を交付する場合は、当該行事により暴力団を利することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させない等の必要な措置を講じるとともに、当該行事が行われることとなる場所において暴力団員に露店等を出店させないようにする等の必要な措置を講じるものとする。</p>
市、市民及び事業者	暴力団から青少年を守るための取組	暴力団による犯罪から青少年を守るための教育、情報の提供、啓発活動に取り組む。
市民及び事業者	暴力団の威力を利用しない、暴力団に利益を供与しない取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権回収、紛争解決等に関して暴力団の威力を利用してはならない。 ・ 暴力団員等に財産上の利益を供与してはならない。